

青森県教育委員会第840回定例会会議録

1 期 日 平成31年1月9日（水）

2 開 会 午後2時30分

3 閉 会 午後2時47分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 青森県生涯学習審議会への諮問について

議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹

・欠席者の氏名

杉澤廉晴

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内
学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポ
ーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

豊川委員、中沢委員

・書記

小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 青森県生涯学習審議会への諮問について

（渡部生涯学習課長）

平成30年12月18日に開催された青森県生涯学習審議会において、教育長から同審
議会会長に諮問書を提出したので御報告するとともに、諮問書の内容について御説明する。

参考資料の1ページをご覧ください。

諮問は、「人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方
について」とし、1から3の事項について重点的に審議いただくこととしている。

参考資料の5ページをご覧ください。

重点審議事項の一つ目は、「持続可能な地域づくりを担う若者を支援するための仕組み
づくり」についてである。人口減少が進む中、人づくり、特に若者を育成・支援するた
めの仕組みづくりについて、先進事例も参考としながら、学習とその成果を生かした実践を
持続可能なものとする方策等について、審議いただく。

参考資料の6ページをご覧ください。

重点審議事項の二つ目は、「人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点としての社
会教育施設の在り方について」である。地域における最も身近な学習拠点であるべき、社
会教育施設の現状と課題を把握・分析した上で、地域活性化やまちづくり等との関連も含

め、新たな時代において求められる役割について、審議いただく。

参考資料の7ページをご覧ください。

重点審議事項の三つ目は、「青少年の体験活動等の推進の在り方について」である。少子高齢化に伴い、核家族や単身保護者世帯が増加する中、子どもたちの人間関係の希薄化や活動体験不足が問題となっており、青少年のあらゆる体験活動を支援する体制づくりが青少年教育施設に求められている。青少年の体験活動等の推進の在り方について検討するとともに、県立の少年自然の家に関しては、少子化の影響による施設利用者の減少に伴う施設の効果的な活用と青少年教育施設としての今後の在り方について、審議いただく。

以上の3項目について、重点的に審議いただき、答申は、平成32年10月に提出いただく予定としている。

(野澤委員)

昨年10月に県総合社会教育センターにおいて開催した、生涯学習フェアを拝見させていただいた感想である。生涯学習フェアでは、子どもや老人の団体、学校、NPO法人など、コミュニティーを支える様々な方々が参加し、互いの取組を知り、つながりが持てる場であったことが非常に良かった。

今回、3つの事項について重点審議していただくが、様々な取組を進めるに当たって、高齢者の活躍が大切であると考えている。テーマを意識し、充実した内容で答申していただきたい。

(和嶋教育長)

生涯学習課を通じて意見をお伝えする。

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について

(児玉参事)

教育基本法第17条第2項の規定では、地方公共団体は国が策定した教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。これに基づく現在の本県教育振興基本計画は、本県が抱える教育課題について、教育委員会と知事部局が密接に連携し、歩調を合わせて取り組む必要があることから、「青森県基本計画未来を変える挑戦」の教育関連部分を位置づけているところである。

昨年3月の教育委員会定例会において、次期教育振興基本計画についても、これまでと同様に、新たに策定する青森県基本計画の教育関連部分を位置づける方向で検討を進める旨報告し、その後、教育委員会として計画の策定に関わってきたところである。

昨年12月、2019年度からの5か年を計画期間とする「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が県議会で議決されたことから、この度、当該計画のうち教育に関連する部分を、青森県教育振興基本計画とすることを提案するものである。

内容についてであるが、5ページのとおり、政策・施策体系として、「あおもりの未来をつくる人財の育成」「あおもりの今をつくる人財の育成」「あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興」の3つの政策と合わせて10の施策により構成されており、これらの施策に基づいて今後具体的な取組を進めることとなる。

なお、計画には私立学校分野が含まれていることから、関係部局とも共通認識を図っているところである。

(野澤委員)

教育振興基本計画は、教育委員会と知事部局が密接に連携し、歩調を合わせて取り組む必要があることから、「青森県基本計画」の教育関連部分を位置づけることで進めてきたので異論はない。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(和嶋教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。

(豊川委員)

これまでも、スピード違反については速度超過という標記になっているが、制限速度を超過したということか。分かりやすく、スピード違反という標記ではいけないものか。

(赤尾教職員課長)

法定の制限速度を超えているということである。資料12ページの事案1の場合は、②に記載しているとおり、最高速度60km/hのところを98km/hで走行し、38km/h超過したということである。速度超過という文言については、道路交通法関係の法規から引用しているものである。

(中沢委員)

事案2の件について、「生徒1名に対し」と3回標記されている。何名の生徒に対し、体罰を行ったのか。

(赤尾教職員課長)

事案2に記載されているそれぞれの生徒に対しての体罰であり、3名である。

(中沢委員)

処分を行った教諭に対し、その後も指導を行っているものか。

(赤尾教職員課長)

指導を行っている。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。